

○総務省令第十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十七条第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

総務大臣 石田 真敏

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

改正前

附則

附則

(令和元年度における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目目の区分の特例)  
第四条 令和元年度に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目目の区分の歳入の表都道府県の

欄中

〔新設〕

「4 地方特例交付金

1 地方特例交付金

1 地方特例交付金

」

」

「4 地方特例交付金

1 地方特例交付金

1 地方特例交付金

」

」

2 子ども・子育て支援臨時交付金

1 子ども・子育て支援臨時交付金

」

」

「8 地方特例交付金

1 地方特例交付金

1 地方特例交付金

」

」

「8 地方特例交付金

1 地方特例交付金

1 地方特例交付金

」

2 子ども・子育て支援臨時交付金

1 子ども・子育て支援臨時交付金

」

」

附 則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。